

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2016-222670(P2016-222670A)

【公開日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2016-111341(P2016-111341)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/81	(2006.01)
C 1 1 D	7/22	(2006.01)
C 1 1 D	3/37	(2006.01)
C 1 1 D	3/22	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
C 0 8 F	220/60	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/81
C 1 1 D	7/22
C 1 1 D	3/37
C 1 1 D	3/22
A 6 1 Q	19/10
A 6 1 Q	5/02
C 0 8 F	220/60

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

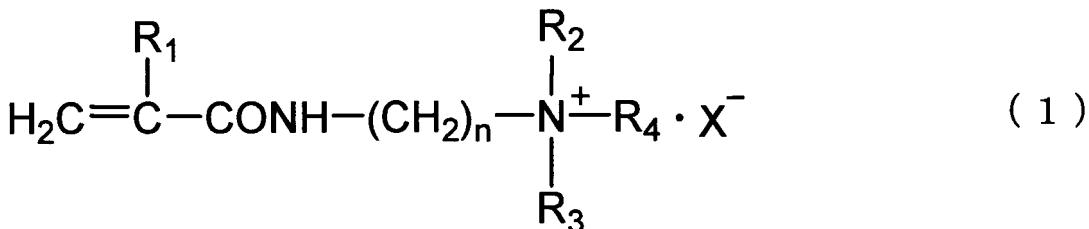
【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記一般式(1)～(3)で表される単量体(a)、(b)及び(c)に由来する構成単位を有するカチオン性基含有共重合体であって、各構成単位の割合が、単量体(a)由来の構成単位が30～80重量%、単量体(b)由来の構成単位が10～40重量%、単量体(c)由来の構成単位が10～40重量%である(A)カチオン性基含有共重合体と、  
(A)以外の(B)カチオン性高分子とを含有してなる洗浄剤組成物。

単量体(a)

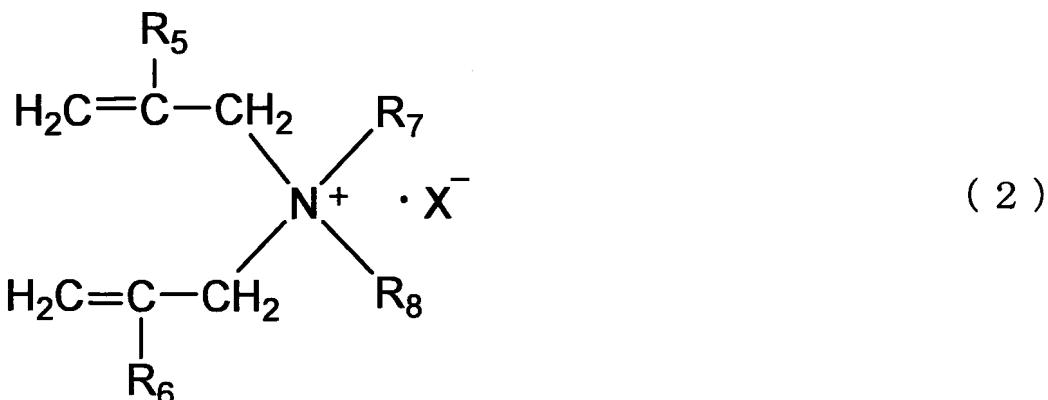
【化1】



(式中、R<sub>1</sub>は水素原子又はメチル基を表し、R<sub>2</sub>～R<sub>3</sub>及びR<sub>4</sub>はそれぞれ独立して炭素数1～4のアルキル基又はアルケニル基を表し、X<sup>-</sup>は酸の共役塩基、ハロゲン原子又は炭素数1～4のアルキルサルフェート基を表し、nは1～5の整数を表す。)

単量体( b )

【化2】



(式中、R<sub>5</sub>及びR<sub>6</sub>はそれぞれ独立して水素原子又はメチル基を表し、R<sub>7</sub>及びR<sub>8</sub>はそれぞれ独立して炭素数1～4のアルキル基若しくはアルコキシ基を表し、X<sup>-</sup>は酸の共役塩基、ハロゲン原子又は炭素数1～4のアルキルサルフェート基を表す。)

単量体( c )

【化3】



(式中、R<sub>9</sub>は水素原子又はメチル基を表し、R<sub>10</sub>及びR<sub>11</sub>はそれぞれ独立して水素原子又は炭素数1～4のアルキル基若しくはアルケニル基を表す。)

【請求項2】

前記カチオン性基含有共重合体における各構成単位の割合が、単量体( a )由来の構成単位が40～70重量%、単量体( b )由来の構成単位が15～35重量%、単量体( c )由来の構成単位が10～40重量%である、請求項1に記載の洗浄剤組成物。

【請求項3】

前記( A )カチオン性基含有共重合体を0.01～10重量%含有する請求項1又は2に記載の洗浄剤組成物。

【請求項4】

前記( A )カチオン性基含有共重合体の重量平均分子量が10万～500万である請求項1～3のいずれか1項に記載の洗浄剤組成物。

【請求項5】

前記( B )カチオン性高分子が、塩化O-[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]ヒドロキシエチルセルロース、塩化O-[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]グーガム、塩化ジメチルジアリルアンモニウム・アクリルアミド共重合体、及びアクリルアミド・アクリル酸・塩化ジメチルジアリルアンモニウム共重合体の中から選ばれる1種又は2種以上である請求項1～4のいずれか1項に記載の洗浄剤組成物。

【請求項6】

更に( C )アニオン性界面活性剤を含有してなる請求項1～5のいずれか1項に記載の

洗淨剤組成物。